

3 総第 1308 号  
令和 4 年 3 月 31 日

安曇野市監査委員 川上 則文 様  
安曇野市監査委員 野本 博之 様  
安曇野市監査委員 召田 義人 様

安曇野市長 太田 寛

令和 3 年度 財政援助団体等監査報告書に対する対応について（通知）

令和 4 年 3 月 17 日付け 3 監査第 158 号により提出された「令和 3 年度財政援助団体等監査報告書」で改善等を求められた事項について、その措置を地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

○財政援助団体等監査報告書に対する対応  
別紙のとおり

## 令和3年度 財政援助団体等監査（3 監査第 158 号）

## 改善を要する事項及び意見

頁	No.	改善を要する事項及び意見	措置（改善）状況（いつまで、どうする） 【所管課：農林部農政課】
P5 ～ P6	1	<p>(1) 全体について</p> <p>年度末に再生協が市へ提出した実績報告書の一部に説明不足と思われる箇所が認められました。</p> <p>(略)</p> <p>実績報告書の内容を客観的に審査できるよう、交付金の交付を行う職員は再生協の事務を行わないようにするなど、事務の混在化を防ぐ手立てを講じられるよう、農政課及び再生協に要望します。</p>	<p>規約の定めにより事務局を務め、事務を遂行しています。</p> <p>令和4年度から、再生協事務局として交付申請する職員と市農政課職員として受付処理する職員を分ける（他係の職員が審査）ことで、事務の適正化に努めます。</p>
P6	2	<p>(2) 所管部について</p> <p>ア データのアクセス権限について</p> <p>再生協で雇用する臨時職員は農政課の職員と同等の権限を有していました。</p> <p>情報セキュリティの観点からアクセス権限の範囲が適当なのか、今一度確認していただくよう要望します。</p>	<p>アクセス権限について再確認し、令和4年度から必要な範囲に限定します。</p>
P6	3	<p>イ 交付金を交付する根拠について</p> <p>再生協が実施する「麦転作田地力増進等推進事業」は継続的に行われている事業ですので、内規等により各年度で統一的な事務を行うのが望ましいと思われます。</p> <p>再生協が「麦転作田地力増進等推進事業」を引き続き実施するようであれば、内規等を定めていただくよう要望します。</p>	<p>引き続き実施する予定ですので、令和4年度事業実施に向け、内規等については早急に整備します。</p>
P6	4	<p>(3) 再生協について</p> <p>ア 事務局名簿に記載されていない市職員の事務について</p> <p>再生協の事務局名簿に記載されていない市職員が再生協の事務を行っていました。</p> <p>(略)</p> <p>今後は再生協の事務を行う市職員は再生協の事務局名簿に載せていただき、職務分掌を明確にさせていただくよう要望します。</p>	<p>規約の定めにより事務局を務め、事務を遂行しています。</p> <p>再生協の事務を行う市職員は、令和4年度から事務局として明記します。</p>
P7	5	<p>イ 再生協の事務に用いる起案文書について</p> <p>「安曇野市農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程」の第10条では、「文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いる」とあります。</p> <p>しかしながら、再生協では同規程に係る起案用紙を定めておらず、市の起案用紙を準用していることが分かりました。</p> <p>(略)</p> <p>新たな起案用紙を定めるなど、事務の混在化の解消に向けた取り組み方法について検討をしてください。</p>	<p>文書管理事務の軽減、適正化のため、市の文書管理システムを使用しています。</p> <p>システムを使用したまま事務の混在化が解消できないか担当課と協議しています。</p> <p>起案用紙については、令和4年度の総会で規程を改正して定めます。</p>